

港区役所における自動販売機
設置に伴う名古屋市有地の一時貸付
一般競争入札
(持参入札方式)

入札案内書

入札日:平成30年 12月 3日(月) 午前10時

場 所:港区役所3階 第三会議室

名 古 屋 市

お申し込みの前には必ずこの案内書をお読みください。

目次

| | |
|-----------------------------|---------|
| ◇ 入札のあらまし | P 1 |
| ◇ 入札説明書 | P 3 |
| 第1 貸付物件 | P 3 |
| 第2 参加者の資格 | P 3 |
| 第3 自動販売機の設置条件 | P 6 |
| 第4 申込・受付 | P 7 |
| 第5 入札保証金 | P 8 |
| 第6 入札日時等 | P 8 |
| 第7 入札金額 | P 9 |
| 第8 入札 | P 9 |
| 第9 開札 | P 9 |
| 第10 落札者の決定 | P 9 |
| 第11 契約の締結 | P 10 |
| 第12 貸付料の納付 | P 10 |
| 第13 契約保証金 | P 10 |
| 第14 販売実績の報告 | P 10 |
| 第15 問い合わせ先 | P 10 |
| ◇ 契約書 | P 11~16 |
| ◇ 仕様書 | P 17~20 |
| ◇ 入札参加申込書（記載例・申請書） | P 21~24 |
| ◇ 法人役員等に関する調書（記載例・調書） | P 25~26 |
| ◇ 封筒記載例 | P 27 |
| ◇ 入札書（記載例・入札書） | P 28~29 |
| ◇ 委任状（記載例・委任状） | P 30~31 |
| ◇ 販売実績報告書（記載例・報告書） | P 32~33 |

入札のあらまし

港区役所における自動販売機設置に伴う名古屋市有地の一時貸付は、最低貸付価格(月額)以上で最も高い価格(月額)で入札された方に、名古屋市有地の一部を一定期間お貸しするものです。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、現地を必ず確認されたうえで、ご参加ください。入札参加にあたっては、入札案内書や諸規制及び現地の状況を確認してください。

「入札のあらまし」は以下のとおりです。

| | |
|---------------------|---|
| 入札案内書の配布 (この案内書) | 平成30年10月12日(金)～平成30年10月29日(月) 名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。 |
| 申込・受付 | 平成30年10月12日(金)午前9時～平成30年10月29日(月)午後5時 名古屋市港区役所 3階 企画経理室 郵送による申込みもできます。(期間内必着) |
| 参加資格の 審査結果通知 | 平成30年11月下旬 申込受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方(以下「入札参加者」といいます。)へ「入札参加書」等を郵送します。 なお、本市から内容の確認を行う場合があります。また、「入札参加書」は、開札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管してください。 |
| 入札の実施 | 平成30年12月3日(月) 午前10時から 入札会場 名古屋市港区役所 3階 第三会議室 入札書(入札を委任する場合は委任状も)は名古屋市公式ウェブサイトより書式をダウンロードして入手し必要事項を記入・押印してご持参ください。 なお、入札書に使用する印鑑をご持参いただければ、入札会場内で入札書の記入・押印をすることができます。 |
| 落札者の決定 | 入札会場において、入札の終了後、ただちに入札者の面前で開札を行います。開札の結果、入札者のうち最低貸付価格(月額)以上で最高価格(月額)の入札をした方を落札候補者とし、会場内で次順位者と合わせて発表します。 |

▼ (次ページへ)



| | |
|---------|--|
| 契 約 締 結 | <p>平成30年12月28日(金)まで</p> <p>契約締結期限は平成30年12月28日(金)です。当初の貸付期間は平成31年2月1日から平成31年3月31日までとし、平成31年4月1日から4年を限度に1年を単位として更新できます(最大平成35年3月31日まで)。 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。</p> |
|---------|--|



| | |
|-------------------|--|
| 契約保証金及び 貸付料の納付 | <p>契約保証金を契約締結日に、貸付料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。なお、名古屋市公有財産規則第3条の3の規定により、契約保証金を免除することがあります。</p> |
|-------------------|--|



| | |
|----------|--|
| 自動販売機の設置 | <p>設置工事は、契約期間内に行ってください。平成31年2月1日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。更新期間を含めた期間満了後は、本市が特に認めた場合を除き、原状回復のうえご返却ください。</p> |
|----------|--|

※ 港区役所へお越しの際は、駐車場が混雑しますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

地下鉄:名港線「港区役所」下車 1 番出口 北 100 メートル 徒歩 2 分

市バス:「港区役所」下車 徒歩 2 分

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、お申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 貸付物件

1 自動販売機を設置する施設及び設置場所等

| 物件番号 | 設置施設名称及び所在地 | 設置場所 | 設置台数 | 貸付面積 | 予定価格 (最低貸付月額) | 種類 |
|------|-----------------------------|---------------------|------|---------------------------------------|------------------|-------|
| 港-1 | 港区役所 (名古屋市港区港明一丁目12番20号) | 1階エントランスホール (屋内) | 2台 | 3.00 m ² (幅3.0m×奥行1.0m) | 1,800 円 | 清涼飲料水 |

2 貸付面積には、回収ボックスの設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申し込み前に設置場所の確認をしてください。

3 現地説明会は行いません。入札参加希望の方は必ずご自分で現地確認を行ってください。

第2 参加者の資格

1 次のいずれか一つにでも該当する方は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定する方
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する方
- (3) 次のア～キのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない方(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(15財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている方を除きます。)
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

キ (3)の規定(この号を除く。)により一般競争入札に参加できないこととされている方を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(4) 次のア、イに掲げる著しい経営不振の状態にある方。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた方を除く。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている方

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている方

(5) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の方

(6) 入札公告の日から落札決定までの間に、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)〈次頁参照〉及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」(平成20年2月15日付け19財管第253号)に基づく排除措置を受けている方

(7) 入札公告の日から過去3か月以内に、自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった方

(8) 入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する清涼飲料水の自動販売機を設置した実績を有しない方

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の貸付契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、市から愛知県警察に照会します。

このため、入札参加申込者全員(法人の場合は、法人の役員等全員を含む)について、氏名・生年月日・性別・住所・役職者名等の情報を提出していただきます。(詳しくは「第4 申込・受付」を参照ください。)。情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には、一切使用しません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(抄)」

(平成 20 年 1 月 28 日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害(不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 自動販売機の設置条件

1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 一時貸付けであり、借地借家法(平成3年法律第90号)の適用はありません。

2 貸付期間

- (1) 当初の契約は平成31年2月1日から平成31年3月31日までとし、以後平成31年4月1日から4年を限度に1年を単位として更新できます(最大平成35年3月31日まで)。
- (2) 更新は1年ごとの更新とし、更新を希望される場合は、毎年度11月末日(初年度は2月末日)までに契約担当課まで申し出てください。更新後及び年度途中で契約金額や契約条件の変更はできませんのでご了承ください。
- (3) 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

3 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額となります。

4 必要経費

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。
- (2) 光熱水費についても設置事業者の負担とします。市の施設から電気を供給する物件は、各設置事業者において計量機器(子メーター)を設置し、それによる実費を、名古屋市が指定する期限までに名古屋市の指定する方法で全額納付してください。

5 設置機器の仕様

別紙仕様書をご参照ください。

6 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、名古屋市の指示に従うこと。
- (4) その他契約書及び仕様書の事項を遵守すること。

7 維持管理

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- (3) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設

置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

(5) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(6) 名古屋市が公共上の理由により移転を求めたときは、求めに応じて移動すること。

8 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切名古屋市に請求することができません。

第4 申込・受付

| | |
|-------|---|
| 受付期間 | 平成 30 年 10 月 12 日(金)午前 9 時 から平成 30 年 10 月 29 日(月)午後 5 時 |
| 提出先 | 名古屋市港区役所 3 階 企画経理室 ☎ 052-654-9672 郵送の場合は、下記宛先まで。 (〒 455-8520 名古屋市港区港明一丁目 12 番 20 号 名古屋市港区役所企画経理室 あて 封筒(表)に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。) (入札案内書の 27 ページに記載例があります) |
| 必要書類等 | (1) 入札参加申込書 1通 入札案内書の23ページに書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 <u>入札参加申込書を印刷する際は、別紙誓約事項を入札参加申込書の裏面に印刷してください。</u> 個人の場合は実印、法人の場合は代表者印を必ず押印してください。 入札書及び契約書も同一の印鑑を使用してください。 (2) <個人の場合> 住民票の写し(個人番号、住民票コード、続柄及び本籍が省略されたもの) 1通 <法人の場合> 現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書 1通 どちらも発行後1か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 (3) <法人のみ> 法人役員等に関する調書 入札案内書の26ページに書式があります。なお、名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 (4) <個人法人いずれも> 入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理・運営する清涼飲料水の自動販売機を設置した実績を証明するもの(官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー。ただし、本市発行の行政財産使用許可書、本市との賃貸契約書又は本市施設の指定管理者との契約書がある場合は、それらのコピーを提出してください。) ※連名で入札に参加された場合は、連名者全員の実績が必要です。 (5) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、簡易書留料金を加えた料金の切手(392円)を貼った長3号(12cm×23.5cm)封筒 |
| 注意事項 | (1) 書類の提出方法は、郵送又は持参に限ります。 (2) 郵送の場合は、簡易書留郵便による郵送をお勧めします。 |

| | |
|----------------------|---|
| | (3) 期限までに到達しない申請、必要書類の添付されていない申請は無効となる場合がありますので、早めにご提出ください。 (4) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。 |
| 参加資格の 審査結果の 通知 | (1) 申込受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方(以下「入札参加者」といいます。)へ、平成30年11月下旬に「入札参加書」を郵送します。 (2) 「入札参加書」は、入札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管し、入札日当日に持参してください。 |

第5 入札保証金

入札保証金は、2,000円です。あらかじめお送りする入札保証金納付書に印字された金額を、入札日当日納付してください。納付後、入札保証金保管証書をお渡しします。

なお、参加申込者が自ら管理・運営する自動販売機等(同種のもの)を設置した実績がわかる書類を提出して契約履行能力を確認し、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は免除されます。

第6 入札日時等

| | |
|-------|--|
| 入札会場 | 名古屋市港区役所3階 第三会議室 |
| 入札日時 | 平成30年12月3日(月) 午前10時 |
| 必要書類等 | (1) 入札書 入札案内書29ページに書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。記載方法は、9ページの「第8 入札」をご参照ください。 (2) 委任状(代理人が入札する場合) 代理人が入札する場合、委任状が必要となります。案内書の31ページに書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。代理人は、1物件につき複数の入札を代理することはできません。また、委任者は、複数の代理人に同じ物件の入札を委任することはできません。 (3) 印鑑(代理人が入札する場合は代理人の印鑑) 印鑑を押印した入札書を持参される場合は不要ですが、その場合は記入誤りにご注意ください。 |

- 1 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」といいます。)は、入札時限を過ぎますと、いかなる理由があっても入札はできません。
- 2 入札会場へは、入札者でなければ入場できません。
- 3 当日は駐車場に限りがあるため、なるべく公共交通機関でお越しください。
- 4 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。

【代理人について】

入札書を入札参加者本人名義で作成できない場合(入札参加者本人の押印ができない場合)に、入札参加者本人の押印と代理人の押印をした委任状があれば、代理人により入札することが可能です。この場合は、入札書に入札参加者本人の押印は不要となります。(代理人の押印は必要)

(注)以下のような場合は、代理人をたてる必要はありません。

- ・入札参加者本人に代わって、入札参加者本人の印鑑を用いて入札する場合
- ・入札参加者が法人で、その社員が代表者印を用いて入札する場合

第7 入札金額

入札金額は、**貸付料の月額**を表示してください。最低貸付価格(月額)以上で最も高い価格(月額)で入札された方が落札候補者となります。最低貸付価格(月額)は、2台で1,800円です。

第8 入札

- 1 入札は所定の入札書を使用します。入札案内書の29ページに書式が、28ページに記載例があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化により筆跡の消える筆記具は使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、金額の頭に¥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 代理人は、1物件につき複数の入札を代理することはできません。
- 7 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札参加資格のない方のした入札
 - (2) 最低貸付価格(月額)に達しない金額を記載した入札
 - (3) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (4) 記入事項を判読できない入札
 - (5) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (6) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (7) 記名押印のない入札
 - (8) 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札(代理人によるものも含む。)
 - (9) 委任状を提出していない代理人のした入札

第9 開札

- 1 開札は、入札会場において入札の終了後ただちに、入札者の面前で行います。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない職員が立ち会います。
- 2 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格(月額)以上で最高価格(月額)の入札をした方を落札候補者とし、入札会場内で次順位者と合わせて発表します。
- 3 最高価格(月額)の入札者が複数あるときは、ただちにくじを引いていただき落札候補者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札候補者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第10 落札者の決定

入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。

第11 契約の締結

- 1 落札者には、各物件の契約担当課から契約書、公有財産貸付決定通知書等の契約関係書類を郵送します。
- 2 契約締結期限は平成30年12月28日(金)です。それまでに貸付契約をしないときは落札者の資格を取り消します。この場合、今後実施される自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加できない可能性があります。
- 3 自動販売機の契約書については収入印紙が必要であり、落札者の負担とします。
- 4 貸付契約は、入札申込者名義で行います。

※契約書に使用する印鑑は、入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑としてください。

第12 貸付料の納付

貸付料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付していただきます。

第13 契約保証金

- 1 貸付契約締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。
ただし、名古屋市公有財産規則第3条の3の規定により、契約保証金を免除することがあります。
- 2 契約保証金は、貸付月額(入札金額)の6か月分とします。
- 3 契約保証金は、貸付場所の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。
- 5 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

第14 販売実績の報告

設置した自動販売機にかかる月別販売数及び月別販売金額について、「販売実績報告書」(33ページ)により、半期ごとに名古屋市に報告していただきます。

第15 問い合わせ先

| | |
|------|---|
| 担当課 | 名古屋市港区役所 企画経理室 TEL 052-654-9672 |
| 受付期間 | 平成30年10月12日(金)～平成30年10月29日(月) 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝休日を除く) |

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため一切お答えできません。

公有財産一時使用契約書

貸付人名古屋市(以下「貸付人」という。)と借受人_____ (以下「借受人」という。)とは、次の条項により公有財産の一時使用契約(以下「本件契約」という。)を締結する。

(信義誠実等の義務)

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 借受人は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

(一時使用物件)

第2条 一時使用物件は、次のとおりとする。

| 所在地 | 施設名称 | 設置場所 | 貸付面積 | 設置台数 |
|-------------------|------|---------------------|---|------|
| 名古屋市港区港明一丁目12番20号 | 港区役所 | 1階エントランスホール (屋内) | 3.00 m ² (幅 3.0m×奥行 1.0m) | 2台 |

(指定用途)

第3条 借受人は、一時使用物件を自動販売機の設置のために使用しなければならない。

2 借受人は、貸付物件を指定用途に供するにあたっては、別紙仕様書の内容を遵守しなければならない。

3 借受人は、一時使用物件について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用途に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはならない。

(一時使用期間及び更新)

第4条 一時使用期間は、平成31年2月1日から平成31年3月31日までとする。

2 借受人は、当初の条件を変更しないことを前提として、平成31年4月1日から4年を限度(最大平成35年3月31日まで)に、1年を単位として契約の更新を申請できる。

3 前項に定める借受人の申請は、各年11月末日(初年度は2月末日)までに貸付人に文書で行うものとする。なお、申請が無かった場合は、当該年度の貸付期間をもって契約は満了する。

(貸付料)

第5条 貸付料は、総額 金「落札金額」×12か月 円(月額 金「落札金額」円)とする。

2 借受人は、前項に定める貸付料を、貸付人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は次のとおりとする。

| 年 度 | 期 間 | 支払時期 |
|--------|------------------|-----------|
| 平成30年度 | 平成31年2月～平成31年3月分 | 平成31年2月末日 |

(第4条第2項の定めにより契約更新された場合の支払時期)

| 年 度 | 期 間 | 支払時期 |
|--------|------------------|-----------|
| 平成31年度 | 平成31年4月～平成32年3月分 | 平成31年4月末日 |
| 平成32年度 | 平成32年4月～平成33年3月分 | 平成32年4月末日 |
| 平成33年度 | 平成33年4月～平成34年3月分 | 平成33年4月末日 |
| 平成34年度 | 平成34年4月～平成35年3月分 | 平成34年4月末日 |

- 3 前項の貸付料は、日数が1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割り計算により算定し、これを支払うものとする。このとき、円未満を切り上げる。

(電気料金の支払い)

第6条 借受人は、本契約に基づき設置した自動販売機に消費電力を計る子メーターを設置するものとする。

2 貸付人は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量の単価に基づき、子メーターの表示する使用料を計算し、借受人に納入通知書を送付するものとする。

3 借受人は、前項の納入通知書に定める日までに貸付人に電気料金を支払わなければならない。

(延滞金)

第7条 借受人は、第5条第2項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則(昭和39年規則第17号)第33条第1項に定める率により算定した延滞金を貸付人に支払わなければならない。

(充当の順序)

第8条 借受人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(契約保証金)

第9条 借受人は、貸付人に対して契約保証金として金 _____ 円(貸付月額6か月分)を、貸付人が発行する保証金納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。

2 前項に定める契約保証金については、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

3 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。

4 借受人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、貸付人は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、貸付人は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を借受人に書面で通知するものとし、借受人は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を貸付人に納付しなければならない。

5 前項の定めにかかわらず、借受人は、契約保証金をもって本件契約から発生する借受人の貸付人に対する債務の弁済に充当することを貸付人に請求できない。

- 6 貸付人は、本件契約が終了し、借受人から一時使用物件の明渡しを受けたときにおいて、借受人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した借受人の貸付人に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から借受人の貸付人に対する一切の債務を控除した残額を借受人に還付する。
- 7 借受人は、貸付人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(届出事項)

第10条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに貸付人に対して届けなければならない。

- (1) 借受人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき。
- (2) 借受人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき。
- (3) 一時使用物件が滅失し、又は損傷したとき。

(かし担保)

第11条 借受人は、本件契約を締結した後、一時使用物件について数量の不足その他隠れたかしを発見しても、貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(指定期日)

第12条 借受人は、一時使用物件を、貸付人が定める日までに第3条第1項に定める指定用途に供さなければならない。

2 借受人は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 借受人は、貸付人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(物件保全義務)

第14条 借受人は善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。

2 前項の定めにより支出する費用については、すべて借受人の負担とし、貸付人に対してその償還等の請求をすることができない。

3 借受人は、騒音、悪臭又は土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。

4 借受人は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

(調査協力義務)

第15条 貸付人は、一時使用物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合に

において、借受人は、これに協力しなければならない。

- 2 借受人は、10月及び4月末に、一時使用物件に設置した自動販売機にかかる直近半期分の月別販売数量と月別販売金額を記載した販売実績報告書を貸付人へ提出しなければならない。

(違約金)

第16条 借受人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として貸付人に納付しなければならない。

- (1) 第3条第1項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したときは、金 〇〇〇〇 円(貸付料 4年分総額の100分の30に相当する額(円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。))
- (2) 第12条第2項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったときは、金 〇〇〇〇 円(貸付料 4年分総額の100分の10に相当する額。)
- (3) 第13条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金 〇〇〇〇 円(貸付料 4年分総額の100分の30に相当する額。)
- (4) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金 〇〇〇〇 円(貸付料 4年分総額の100分の10に相当する額。)

- 2 前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第17条 貸付人は、次の各号の一に該当する場合には、本件契約を解除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために一時使用物件を必要とするとき。
- (2) 借受人が、第3条第1項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したとき。
- (3) 借受人が、第5条第2項に定める貸付料の支払いを2か月以上怠ったとき。
- (4) 借受人が、第12条第2項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったとき。
- (5) 借受人が、第13条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (6) 借受人が、第14条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき。
- (7) 借受人が、第14条第3項の定めに違反したとき。
- (8) その他借受人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。

(期間内解約)

第18条 借受人は、第4条に定める貸付期間中に、貸付人に対して本件契約の解約を申し入れることができる。この場合、本件契約は、借受人の解除申し入れ後2か月を経過したことにより終了するものとし、以降の

残余期間に係る既納の貸付料(1か月を超える又は1か月に満たない端数については1か月を30日とする日割り計算により算定する。)について、貸付人はこれを借受人に対して還付するものとする。ただし、当該申し入れ時に貸付けの存続期間が2か月未満のときは、貸付期間の満了をもって終了するものとし、この場合既納の貸付料について、貸付人はこれを借受人に対して還付しない。

- 借受人は、前項の解約申し入れ時において、貸付料の2か月分(前項ただし書きの場合においては当該存続期間分)に相当する金額を支払うことにより、本件契約を直ちに解約することができる。

(契約の失効)

第19条 天災地変その他貸付人及び借受人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって、一時使用物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

- 前項により本件契約が失効した場合には、貸付人及び借受人相互に損害賠償の請求はしない。

(原状回復義務)

第20条 一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了した場合には、借受人は自己の費用をもって工作物その他借受人が一時使用物件に付属させたものを撤去し、一時使用物件を原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 借受人は、前項の定めにより一時使用物件を貸付人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに貸付人の検査を受け、貸付人の承認を得なければならない。
- 本件契約が終了したにもかかわらず、借受人が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、借受人は貸付人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、貸付人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(貸付料の清算)

第21条 本件契約が、第17条の定めにより一時使用期間の途中で解約された場合において、その原因が同条第1号によるとき又はその他借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、貸付人はこれを借受人に対して還付しない。

(損害賠償)

第22条 借受人は、本件契約に定める義務を履行しないために貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄)

第23条 借受人は、貸付期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを貸付人に請求することができない。

(契約の費用)

第24条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(疑義の決定)

第25条 本件契約に関して疑義があるときは、貸付人と借受人で協議のうえ、これを決定する。

(裁判管轄)

第26条 貸付人と借受人間で権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合には、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

貸付人 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長

印

借受人

印

仕様書(清涼飲料水)

名古屋市を甲とし、公有財産借受人(自動販売機設置事業者)を乙とする。

1 自動販売機設置のための市有地の貸付期間

平成 31 年 2 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

※ただし、当初の条件を変更しないことを前提に、平成 31 年 4 月 1 日から 4 年を限度に、1 年を単位として契約の更新をできるものとする(最大平成 35 年 3 月 31 日まで)。

2 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、1 台当たりの重量は約 600kg 以下とする。
- (2) 機種は、消費電力 10 アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 災害時にも自動販売機が稼働できるように、非常用電源として 2 日間程度稼働するバッテリーを備え付けていること。
- (4) ユニバーサルデザインの自動販売機とすること。
- (5) 新旧 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できること。
- (6) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、乙の負担とする。
- (7) 自動販売機の設置にあたっては、地震対策を施すこと。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (8) 電気料金を計測するための子メーターを、乙の負担により設置すること。
- (9) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (10) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の乙の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (11) 乙は、自動販売機を撤去したときは、乙の責任で原状復旧を行い、甲の確認を受けること。
- (12) 自動販売機の設置は日程等を甲と協議のうえ行なうものとする。なお、営業開始が平成 31 年 2 月 1 日以降となった場合においても、乙は貸付料の減免又は返還を求めることはできない。

3 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水とし、酒・タバコの販売を行わないこと。
- (2) 販売品目については、缶、瓶、紙パック、ペットボトルなどの密閉式の容器とする。なお、商品の具体的な構成については甲との協議によること。
- (3) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

4 維持管理責任

- (1) 甲は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、乙の責任により維持管理するものとする。
- (2) 乙は商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (3) 自動販売機の設置及び撤去に係る工事費用については、乙の負担とする。また、甲が公共上の理由により移転を求めたときは、求めに応じて移動すること。
- (4) 光熱水費については乙の負担とし、甲が指定する期限までに全額納入すること。なお、電気料金については、乙が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に甲の電気支払料を乗じて積算した額とする。
- (5) 乙は、自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (6) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。
- (7) 乙は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (8) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (9) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、乙の責任において対応すること。
- (10) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、甲の責に帰さない事由による場合は、乙が補償すること。
- (11) 乙は、機種の変換を行う場合は、予め甲に申し出たうえで、その承諾を受けなければならない。
- (12) 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は乙が負担すること。

5 その他

- (1) 乙は甲に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器(回収ボックスを含む。)のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 乙は、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、甲が別に定める様式により報告すること。
- (3) この仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度甲と乙で協議のうえ定めるものとする。

6 参考

- (1) 港区人口(平成 30 年 9 月 1 日現在 推計人口)144,255 人(62,790 世帯)
- (2) 戸籍届出件数(平成 28 年度) 7,803 件
- (3) 住民票届出件数(平成 28 年度) 13,875 件
- (4) 住民票・戸籍等証明等交付件数(平成 28 年度) 152,909 件

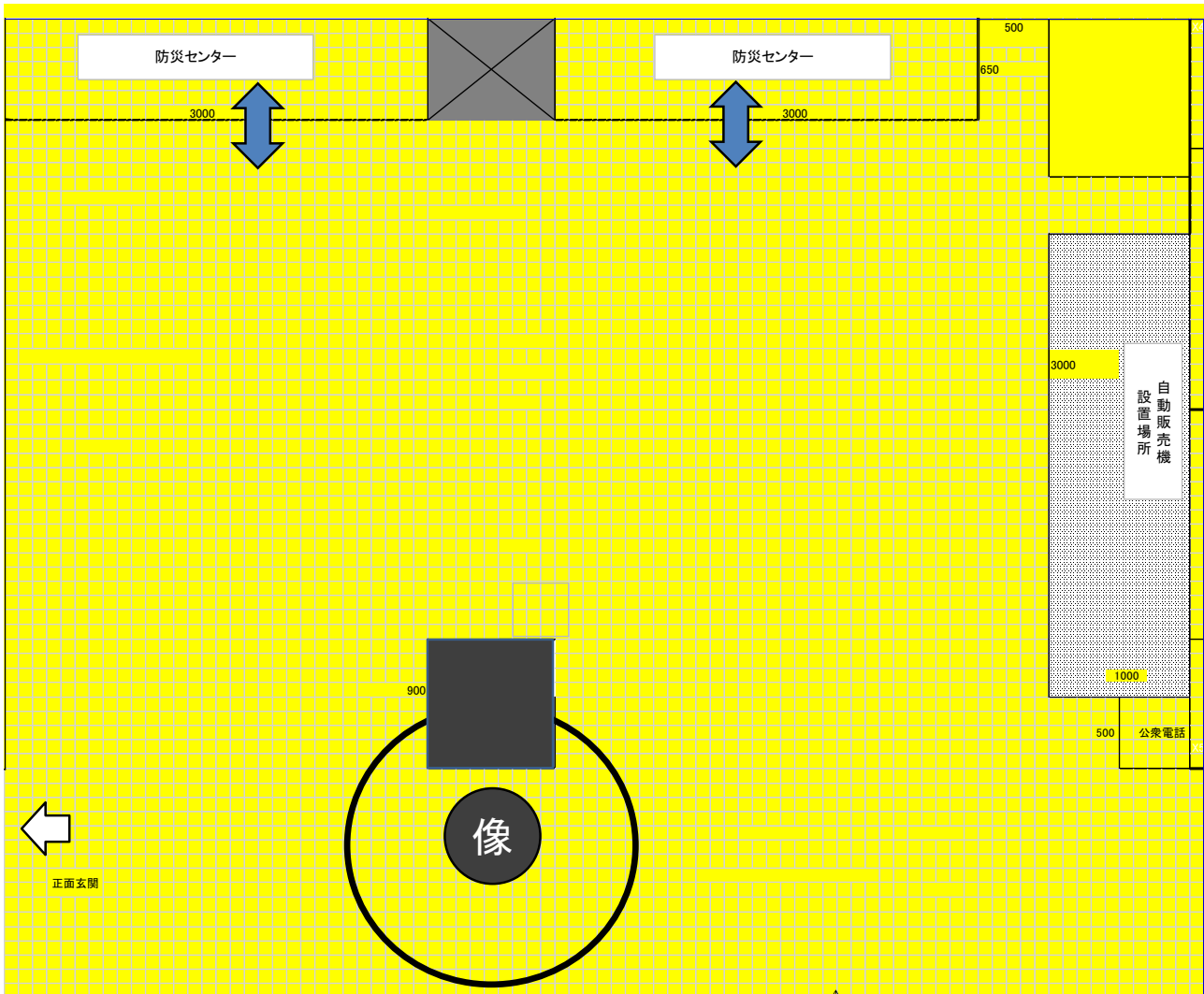
(なお、記載された内容はあくまで参考であり、甲が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保障するものではありません。)

物件別特記仕様書(物件番号:港-1)

1 自動販売機設置場所及び台数

| 設置施設名称及び所在地 | 設置場所 | 設置台数 | 貸付面積 | 種類 |
|---------------------------------|---------------------|------|---|-------|
| 港区役所 (名古屋市港区港明一丁目 12番20号) | 1階エントランスホール (屋内) | 2台 | 3.00 m ² (幅 3.0m × 奥行 1.0m) | 清涼飲料水 |

〈設置場所詳細図〉



入 札 参 加 申 込 書

平成 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 河村 たかし

個人の場合

所在地

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

ナゴヤ タロウ

商号又は名称

名古屋 太郎

(052)961-1111

名古屋

法人の場合

(フリガナ)

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

代表者 役職・氏名

名古屋 株式会社

ナゴヤ イチロウ

代表取締役 名古屋 一郎

電話番号

(052)961-1111

者代
印表

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入、代表者印を押印してください。

港区役所における自動販売機設置に伴う名古屋市有地の一時貸付一般競争入札について、別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

| 物件番号 | 設置施設名称及び所在地 | 設置場所 | 貸付面積 | 設置台数 | 種類 |
|------|---------------------------------|-------------------------|--|------|-------|
| 港-1 | 港区役所 (名古屋市港区港明一丁目 12番20号) | 1階エントラン スホール (屋内) | 3.00 m ² (幅 3.0m×奥行 1.0m) | 2台 | 清涼飲料水 |

2 入札参加書送付先

住所 〒〇 〇〇-〇〇〇〇 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

氏名 名古屋株式会社 営業部 甲野 乙郎

☎000-123-4567

上記以外の☎090-1234-5678

備 考

- この申込書は、平成30年10月12日(金)午前9時から平成30年10月29日(月)午後5時までの間に、必要書類を添付して、名古屋市港区役所企画経理室まで持参又は郵送(期限内必着)してください。
- 申込者印は、鮮明に押印してください(入札書及び契約書で使用する印鑑と同一の印鑑)。
- 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。
- 誓約事項(別紙)を裏面に印刷してください。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項に規定する者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
 - (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なもの認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (13) 入札公告の日から過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

入札参加申込書

平成 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 河村 たかし

(申込者) 住所

氏名

印

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入、代表者印を押印してください。

港区役所における自動販売機設置に伴う名古屋市有地の一時貸付一般競争入札について、別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

| 物件番号 | 設置施設名称及び所在地 | 設置場所 | 貸付面積 | 設置台数 | 種類 |
|------|-----------------------------|---------------------|---------------------------------------|------|-------|
| 港-1 | 港区役所 (名古屋市港区港明一丁目12番20号) | 1階エントランスホール (屋内) | 3.00 m ² (幅3.0m×奥行1.0m) | 2台 | 清涼飲料水 |

2 入札参加書送付先

住所 〒

氏名



上記以外の☎

備考

- ① この申込書は、平成30年10月12日(金)午前 9時から平成30年10月29日(月)午後 5時までの間に、必要書類を添付して、名古屋市港区役所企画経理室まで持参又は郵送(期限内必着)してください。
- ② 申込者印は、鮮明に押印してください(入札書及び契約書で使用する印鑑と同一の印鑑)。
- ③ 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- ④ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- ⑤ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。
- ⑥ 誓約事項(別紙)を裏面に印刷してください。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでの一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けている者
 - (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なもの認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (13) 入札公告の日から過去3か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記 載 例

法人役員等に関する調書

| 商号又は名称 | 名古屋株式会社 | | | |
|--------|----------------------|--|----|---|
| 所在地 | 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 | | | |
| 役職名 | (フリガナ) 氏名 | 生年月日 | 性別 | 住 所 |
| 代表取締役 | (ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎 | M・T・ S ・H 20・8・15 | 男 | 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 |
| 取締役 | (ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子 | M・T・ S ・H 21・7・14 | 女 | 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 |
| 取締役 | (アイチ ジロウ) 愛知 次郎 | M・T・ S ・H 30・6・13 | 男 | 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 |
| 監査役 | (コウシャ サブロウ) 公社 三郎 | M・T・ S ・H 40・5・12 | 男 | 名古屋市中区二の丸二丁目2番2号 |
| | () | M・T・S・H ・ | | <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>代表役員については、法人登記簿に記載されている住所地を記載し、その他の役員については、現住所を記載する。</p> </div> |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |

※ 法人の役員について記載すること。

法人役員等に関する調書

| 商号又は名称 | | | | |
|--------|--------------|--------------|----|----|
| 所在地 | | | | |
| 役職名 | (フリガナ) 氏名 | 生年月日 | 性別 | 住所 |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |

※ 法人の役員について記載すること。

記載例

入札参加申込書の郵送

(表面)

455-8520

切手

名古屋市港区役所企画経理室 行

名古屋市港区港明一丁目一二番二〇号

入札参加申込書在中

必ず朱書きしてください。

※簡易書留郵便による郵送をお勧めします

入札書

平成 30 年 12 月 3 日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 河村 たかし

<連名で入札する場合>
全員の所在地・商号又は名称・代表者名(氏名)の記入、押印が必要。
<代理人が入札する場合>
入札申込者の所在地・商号又は名称・代表者名(氏名)の記入は必要だが、入札申込者印は不要。

(入札申込者)

所在地

個人の場合

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋 太郎

名古屋

商号又は名称

法人の場合

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋株式会社
代表取締役 名古屋 一郎

者代
印表

代表者 役職・氏名

(代理人)

住所

代理人が入札する場合は
入札申込者の押印は不要

名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
愛知 次郎

愛知

氏名

印

港区役所における自動販売機設置に伴う名古屋市有地の一時貸付の一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上で、下記のとおり入札します。

| 物件名 | 施設名称 | 設置場所 | 金額(月額貸付価格) | | | | | | | | | |
|-----|------|-----------------|------------|--------|---|---|---|---|---|-----|---|-------------------|
| | | | 百 万 | 拾 万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 壺 | (位) | | |
| 港-1 | 港区役所 | 1階エントランスホール(屋内) | | ¥ | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 | 月額を 記入す ること |

- ・ 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。(消えるボールペン等、消えるものは不可)
- ・ 代理人が入札する場合は、入札申込者の所在地・商号又は名称・代表者名(氏名)を記入の上、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。
- ・ 金額は、最低貸付価格(月額)以上の金額を記入してください。
- ・ 金額はアラビア数字で記入し、金額の頭に¥マークを記入してください。
- ・ 金額の訂正はできません。

入 札 書

平成 年 月 日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 河村 たかし

(入札申込者)

所 在 地

商号又は名称

代表者 役職・氏名

印

(代理人)

住 所

氏 名

印

港区役所における自動販売機設置に伴う名古屋市有地の一時貸付の一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上で、下記のとおり入札します。

| 物件名 | 施設名称 | 設置場所 | 金額(月額)の貸付価格 | | | | | | | (位) | |
|-----|------|-----------------|-------------|--------|---|---|---|---|---|-----|-------------------|
| | | | 百 万 | 拾 万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 壺 | | |
| 港-1 | 港区役所 | 1階エントランスホール(屋内) | | | | | | | | 円 | 月額を 記入す ること |

- ・ 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。(消えるボールペン等、消えるものは不可)
- ・ 代理人が入札する場合は、入札申込者の所在地・商号又は名称・代表者名(氏名)を記入の上、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。
- ・ 金額は、最低貸付価格(月額)以上の金額を記入してください。
- ・ 金額はアラビア数字で記入し、金額の頭に¥マークを記入してください。
- ・ 金額の訂正はできません。

委 任 状

私は都合により **名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 愛知 次郎** を以って代理人と定め、
下記の権限を委任します。

委 任 事 項

平成30年12月3日実施の港区役所における自動販売機設置に伴う名古屋市有地の一時貸
付の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約
いたします。

平成**30**年**11**月**30**日

委任者 (所在地) **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**
(商号又は名称) **名古屋 株式会社**
(代表者 役職・氏名) **代表取締役 名古屋 一郎**

者代
印表

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所) **名古屋市中区丸の内二丁目1番36号**
(氏 名) **愛知 次郎**

愛
知

(あて先) 名古屋市長

| | | |
|-------|-----------|--|
| 委任状保管 | 取扱 責任者 | |
|-------|-----------|--|

委 任 状

私は都合により _____ を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

平成30年12月3日実施の港区役所における自動販売機設置に伴う名古屋市有地の一時貸付の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

平成 年 月 日

委任者 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者 役職・氏名) 印

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所)
(氏 名) 印

(あて先) 名古屋市長

| | | |
|-------|-----------|--|
| 委任状保管 | 取扱 責任者 | |
|-------|-----------|--|

販 売 実 績 報 告 書

平成 31 年 4 月 20 日

(あて先)
名古屋市長

平成 30 年度

| | | | | | | | |
|----------|------------------------------------|--------------|-----------------|----------|-----------------------|--------------|----|
| 契 約 者 | 会 社 名 | 名古屋株式会社 | | | | | |
| | 役職・氏名 | 代表取締役 名古屋 一郎 | | | | | |
| | 連 絡 先 | 担 当 者 | 営業課 甲野乙郎 | | | | |
| | 電 話 番 号 | 000-123-4567 | | | | | |
| 物 件 番 号 | 1 | 施 設 名 称 | 名古屋市港区役所 | | | | |
| 種 類 | 清涼飲料水 | 設 置 場 所 | 1階エントランスホール(屋内) | | | | |
| 所 在 地 番 | 名古屋市港区港明一丁目 12 番 20 号 | | | | 設置台数 | 2 台 | |
| 契 約 日 | 平成 30 年 12 月 28 日 | | | | | | |
| 契 約 期 間 | 平成 31 年 2 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日 | | | | | | |
| 月 | 販売数量 (本・杯・ 個・枚) | 販売金額 (税込) | 備考 | 月 | 販売数量 (本・杯・ 個・枚) | 販売金額 (税込) | 備考 |
| 4 月 | | 円 | | 10 月 | | 円 | |
| 5 月 | | 円 | | 11 月 | | 円 | |
| 6 月 | | 円 | | 12 月 | | 円 | |
| 7 月 | | 円 | | 1 月 | | 円 | |
| 8 月 | | 円 | | 2 月 | 〇〇本 | ◇◇円 | |
| 9 月 | | 円 | | 3 月 | 〇〇本 | ◇◇円 | |
| 上半期 計 | | 円 | | 下半期 計 | △△本 | ××円 | |
| 年度 合計 | | 円 | | (特記仕様等) | | | |

(注) 1 上半期分は 10 月末までに、下半期分は 4 月末までに報告してください。

2 報告先 名古屋市港区役所企画経理室
所在地：名古屋市港区港明一丁目 12 番 20 号
電話：052-654-9672 F A X：052-651-6179
E-mail：a6549673@minato.city.nagoya.lg.jp

販売実績報告書

平成 年 月 日

(あて先)
名古屋市長

平成 年度

| | | | | | | | |
|----------|-----------------------|--------------|------------------|----------|-----------------------|--------------|----|
| 契 約 者 | 会 社 名 | | | | | | |
| | 役職・氏名 | | | | | | |
| | 連 絡 先 | 担 当 者 | | | | | |
| 電 話 番 号 | | | | | | | |
| 物 件 番 号 | | 施 設 名 称 | 名古屋市港区役所 | | | | |
| 種 類 | 清涼飲料水 | 設 置 場 所 | 1階エントランスホール (屋内) | | | | |
| 所 在 地 番 | 名古屋市港区港明一丁目12番20号 | | | | 設置台数 | 台 | |
| 契 約 日 | 平成 年 月 日 | | | | | | |
| 契 約 期 間 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 | | | | | | |
| 月 | 販売数量 (本・杯・ 個・枚) | 販売金額 (税込) | 備考 | 月 | 販売数量 (本・杯・ 個・枚) | 販売金額 (税込) | 備考 |
| 4月 | | 円 | | 10月 | | 円 | |
| 5月 | | 円 | | 11月 | | 円 | |
| 6月 | | 円 | | 12月 | | 円 | |
| 7月 | | 円 | | 1月 | | 円 | |
| 8月 | | 円 | | 2月 | | 円 | |
| 9月 | | 円 | | 3月 | | 円 | |
| 上半期 計 | | 円 | | 下半期 計 | | 円 | |
| 年度 合計 | | 円 | (特記仕様等) | | | | |

(注) 1 上半期分は10月末までに、下半期分は4月末までに報告してください。

- 2 報告先 名古屋市港区役所企画経理室
 所在地：名古屋市港区港明一丁目12番20号
 電話：052-654-9672 FAX：052-651-6179
 E-mail：a6549673@minato.city.nagoya.lg.jp